

令和 7 年度

「誰もが気軽にスポーツに親しめる場づくり総合推進
事業（地域スポーツの場づくり普及啓発事業）」

仕 様 書

令和 7 年 3 月 2 1 日
スポーツ庁参事官（地域振興担当）付

1 委託事業名

令和7年度「誰もが気軽にスポーツに親しめる場づくり総合推進事業
(地域スポーツの場づくり普及啓発事業)」

2 事業の目的

地域の施設の老朽化、財政の制約、人口減・少子高齢化等の社会の変化に伴う住民ニーズの変化に応じ、スポーツ施設の計画的なストックマネジメントの下で、地域において誰もが気軽にスポーツに親しむことができる場の量的・質的な充実が、なお一層求められている。

そのため、スポーツの場づくりに関する取組について、自治体や民間事業者等にセミナーを通して普及啓発し、取組の推進を図る。

また、まち全体がスポーツに親しめる場となり、どこでもスポーツに親しむことができる空間を実現していくため、学生からアイデア・デザインを募集し、優れた作品を表彰する学生コンペティションを開催する。

3 成果物

- (1) 事業全体及び取組毎の実施体制等を含めた事業スキーム案
(年間スケジュール案を含む)
- (2) 打合せの議事録
- (3) 各種イベントやプロモーションに係る制作物一式
- (4) 各事業で実施したアンケート結果・分析報告書
- (5) 委託業務成果報告書及び成果報告書概要

なお、成果物は電子媒体(PDF及びPowerPoint、Word、Excel等のオリジナルデータ)によって納品すること。

4 委託契約期間

委託契約締結日 ～ 令和8年3月25日(水)

5 納入期限

- (1) 開札後2週間以内
- (2) 各打合せ終了後5労働日以内
- (3) ～ (5) 令和8年3月25日

6 納入場所

東京都千代田区霞が関3-2-2

スポーツ庁参事官(地域振興担当)付 施設企画係

メールアドレス: stiiki@mext.go.jp

7 著作権の扱い

本事業における成果物に係る著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)は、スポーツ庁に帰属するものとする。既に受託者が保有しているドキュメント等の著作権は引き続き同社に帰属するものとする。また、著作権がスポー

ツ庁に帰属するものについては、受託者は著作権人格権を行使しないものとする。

8 委託事業の内容

(1) セミナー開催

地域スポーツ環境の量的・質的な充実に向け、スポーツの場づくりに関する取組について、自治体や民間事業者等にセミナーを通して普及啓発し、取組の促進を図る。

- ・セミナーは4回以上行うこととし、開催に当たっては各回1人以上の有識者による講演を含むものとする
- ・有識者とは、下記の知見を有するもの等とする
 - 民間スポーツ施設の持続的な経営のあり方
 - スポーツ施設の安全管理等
 - スポーツ施設の官民連携（PPP/PFI等）による整備・運営
 - オープンスペースを活用した身近なスポーツ・運動環境の充足
- ・開催時間については、2時間/回程度を想定
- ・セミナーによる理解度等を把握するため、参加者に対してはアンケート調査を実施
- ・セミナーの内容については、参加できなかった地方公共団体等にも広く発信できるよう、スポーツ庁ホームページに掲載することを想定
- ・なお、セミナーテーマの設定については、スポーツ庁と協議の上決定すること

(参考)

地域の身近なスポーツの場づくりに関するセミナー（過年度）

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop02/list/1380329_00009.htm

(2) スポーツ・健康まちづくりデザイン学生コンペティションの企画・開催

スポーツ施設だけではなく、低未利用地（オープンスペース）や既存ストックの活用を促進し、スポーツの場を量的・質的に充実させるためのアイデアを募集し、まち全体でスポーツに親しむことができる空間を実現するためのアイデアを学生から募集する、「スポーツ・健康まちづくりデザイン学生コンペティション2025（以下、本コンペ）」を企画・開催（運営、その他運営上必要な業務を含む）する。

本コンペの開催にあたり、主に以下の業務を行う。事業の実施に際しては、スポーツ庁と連携・協議の上、進めること。

- ・本コンペの募集全般に係る作業（ポスター等の作成や学生向けセミナーの開催による情報発信、募集作品・参加学生のとりまとめ等）
- ・審査員との各種調整業務（審査の依頼・日程調整等）
- ・会場や必要備品の確保等本コンペ開催準備、会場運営（音響機材等含め

た会場設営、当日の運営業務全般等)

・参加、受賞特典等の作成・支援(学生への参加証の作成・送付等)

(参考)

スポーツ健康・まちづくりデザイン 学生コンペティション2023

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop02/list/1380329_00015.htm

スポーツ健康・まちづくりデザイン 学生コンペティション2024

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop02/list/1380329_00020.htm

9 打合せの実施

受託者は、本事業の進捗報告や課題の共有、その他事業に係る検討を実施すること等を目的として、スポーツ庁と週1回を目安に打合せを実施すること。その際、以下のことに留意すること。

- (1) 事業開始時、事業終了時の打合せは、必ず責任者(業務管理者)も同席すること。
- (2) 打合せの開催に向け、日程調整、議事次第等必要な資料の作成、打合せ後の議事録の作成を行うこと。
- (3) 円滑な運営を行うため、打合せ開催に必要な会場設営及びオンライン設備に関する準備を行うこと。
- (4) 事業の実施に必要な場合、スポーツ庁と協議のうえ、随時打合せを実施すること。その際、当日の進行及び実施方法、運営体制等については関係者間で協議すること。

10 事業規模

事業規模は15,100千円(税込)を上限とする。

11 応札者に求める要求要件

(1) 要求要件の概要

- ① 本委託事業に係る応札者に求める要求要件は、「(2) 要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ② 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③ 「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、「令和7年度「誰もが気軽にスポーツに親しめる場づくり総合推進事業(地域スポーツの場づくり普及啓発事業)」技術審査委員会」において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別添の「誰もが気軽にスポーツに親しめる場づくり総合推進事業(地域スポーツの場づくり普及啓発事業)評価基準」に基づくものとする。

(2) 要求要件の詳細

1 事業内容に関する評価

1-1 事業内容の妥当性、独創性

- * 1-1-1 事業の目的及び趣旨との整合性がとれていること。
- * 1-1-2 仕様書記載の事業内容について全て提案されていること。
〔仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていれば、その内容に応じて加点する。〕

1-2 事業の実施方法の妥当性、独創性

- * 1-2-1 事業の実施方法が妥当であること。〔その手法に事業成果を高めるための工夫があれば加点する。〕
- * 1-2-2 事業の実施方法や手順が明確であること。

1-3 作業計画の妥当性、効率性

- * 1-3-1 各事業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。
〔各事業の日程・手順等が効率的であれば加点する。〕

2 組織の経験・能力

2-1 組織の類似事業の経験

- 2-1-1 過去に「誰もが気軽にスポーツに親しめる場づくり総合推進事業」に関する類似の事業を実施した実績があればその内容に応じて加点する。

2-2 組織の事業実施能力

- * 2-2-1 事業を遂行する人員が確保されていること。
- 2-2-2 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していれば加点する。
- * 2-2-3 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。

2-3 事業実施に当たってのバックアップ体制

- 2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれていれば加点する。

3 業務従事予定者の経験・能力

3-1 業務従事予定者の類似事業の経験

- 3-1-1 過去に「誰もが気軽にスポーツに親しめる場づくり総合推進事業」に関する類似の事業をした実績があればその内容に応じて加点する。

3-2 業務従事予定者の事業内容に関する専門知識・適格性

- * 3-2-1 事業内容に関する知識・知見を有していること。
- 3-2-2 事業内容に関する人的ネットワークを有していれば加点する。

4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

- 4-1-1 以下のいずれかの認定等があること。〔ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等により加点する。〕

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）を受けていること。又は、一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）
- 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）を受けていること。
- 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定を受

けていること。

- スポーツ庁「Sport in Life プロジェクト」によるスポーツエールカンパニーの認定を受けていること。

※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。

5 賃上げを実施する企業に関する指標

以下のいずれかを表明していること。（いずれかを応募者が選択するものとする）

5-1-1 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

5-1-2 令和4年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※「「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和3年12月17日付財計第4803号）第5による賃上げ基準に達していない者の通知について」に基づく減点措置期間中の者に対しては6点減点する。

12. 再委託

委託事業の全部を再委託することはできないものとする。ただし、本事業の一部を再委託することが事業を実施する上で合理的と認められるものについては、事業の一部を再委託することができる。なお、再委託を受けた団体は、その事業の全部又は一部を第三者に委託すること（再々委託）はできない。

13. 検査

受注者による業務完了（廃止）報告の内容が、契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかは、発注者が確認することをもって検査とする。

14. 守秘義務

受注者は、本事業の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。

受注者は、本事業に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本事業以外に使用しないこと。

15. 届出義務

受注者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

16. 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

発注者は、受注者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受注者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

・5-1-1 の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較する。

・5-1-2 の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「1 給与所得の源泉徴収票 合計表（375）」の「A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支

払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

※ 中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、5-1-1 の場合は「合計額」と、5-1-2 の場合は「支払金額」とする。

加点を受けた受注者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受注者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は従業員への賃上げ計画の表明書裏面の（留意事項）を確認すること。

なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

また、受注者は、経年的に賃上げ表明を行う場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることとなるため、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにしなければならないことに留意すること。

17. 子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。

また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

18. 取引停止期間中の者への支出の禁止

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

19. 協議事項

この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、スポーツ庁と適宜協議を行うものとする。